

担当者

登記、境界、戸籍、供託、
人権問題、遺言および公正
証書に関する相談

内 容

宇和島市天神町4番40号
松山地方法務局宇和島支局

場 所

10月6日(日) 10時～15時

松山地方法務局宇和島支局では、町民の皆さんに法務局をより身近に感じていただくため、「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

全国一斉！
法務局休日相談所

宇和島鉄道全線開通90周年
記念事業実行委員会事務局
☎ 42-0180(矢野)
42-1738(山本)

※別途、記念植樹も計画してあります。
問い合わせ

- ③記念演奏（合唱団による宇和島鉄道唱歌合唱、ブラスバンド演奏など）
- ④記念展示（鉄道写真・機関車模型など）
- ⑤ミニSL体験乗車（雨天中止）

行事内容

①記念式典

②記念講演（宇和島鉄道の歴史）

法務局職員・公証人・人権擁護委員・司法書士・土地家屋調査士

問い合わせ

松山地方法務局

宇和島支局

問い合わせ

宇和島公証役場
☎ 0895-25-2292

問い合わせ

宇和島公証役場

☎ 0895-22-0770

10月1日～7日は「公証週間」です。

大事な契約や遺言など
は公正証書に

10月1日～7日は「公証週間」です。

公証役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸・損害賠償や慰謝料の支払いなどを各種の契約書（公正証書）を作成しています。

公正証書には、判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公証役場で作成しておこと、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。

そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では、いつでも公正証書についての法律相談を行つております。相談は無料です。

問い合わせ

愛媛労働局雇用均等室
☎ 089-935-5222

相談受付

月～金曜日

8時30分～17時15分
※土日祝祭日・年末年始を除く

愛媛県消費生活センターからのお知らせ

新聞契約して景品をもらったが…？！

■新聞の訪問販売(勧誘)について

新聞の訪問販売に関する相談は、この10年間毎年全国で1万件前後寄せられています。全体数は大きく変わってはいませんが、契約者の平均年齢は年々高くなっています。中でも60歳以上の割合が3割から5割強に増えてきています。

内容については、高齢者なのに10年以上の長期間の契約や数年後からの契約をさせられたものや、入院などを理由に解約を申し出ると、高額な解約料や景品代を請求されるといったものです。

また、契約時に法律(不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法))で定められる範囲(取引の価格の8倍または6カ月分の新聞代の8倍)のいずれか低い金額)を超える景品を提供し、解約を申し込みると景品を買って返すように求められた事例もあります。

■被害にあわないとために

トラブル防止の観点からも安易に数年間の契約や数年後からの契約はしないことです。

景品の金額が高そうなときは、さらに契約に慎重になることが必要です。

解約の場合に、解約の条件などがどうなっているかを契約前に確認しておくこともトラブルを避けるために必要です。

アンケートといいながら契約書にサインさせる悪質な手口があるので、落ち着いて書類を確認しましょう。

訪問販売のため、クーリング・オフができる場合がありますので、お近くの消費生活相談窓口に相談しましょう。

問 役場 産業課 商工観光係 内線2213
愛媛県消費生活センター ☎ 089-925-3700